

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年3月31日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	加 村 祐 志
同	齋 藤 智 彦

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 公益財団法人 徳島市地場産業振興協会
(出資、財政援助団体及び公の施設の指定管理者)
- 2 対象期間等 平成27年4月1日から12月31日までに執行した出資、財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 3 監査対象団体の概要
 - (1) 目的 地場産業に対し必要な援助を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって地域経済の発展、市民生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。
 - (2) 設立年月日 昭和54年3月26日
 - (3) 基本財産 14,960,000円 (うち徳島市出資額 10,000,000円)
 - (4) 事務所 徳島市福島1丁目8番22号
 - (5) 職員数 常勤職員3人 (常勤役員1人、正規職員2人)
 - (6) 徳島市補助金 (単位:円)

内 訳	予算額 (平成27年度)	交付済額 (12月末現在)
補助金合計	24,882,000	20,255,000
地場産業振興協会事業補助金	19,265,000	19,265,000
ふるさと名物商品販売促進事業補助金	5,400,000	990,000
人材養成補助金	217,000	0

- (7) 指定管理
 - ア 施設名 徳島市立木工会館
 - イ 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
 - ウ 指定管理料 平成27年度指定管理料 22,218,000円

第2 監査の実施期間

平成28年1月18日から3月28日まで

第3 監査の方法

出資の目的に沿って事業が適切に運営されているか、出資、財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

公益財団法人 徳島市地場産業振興協会の出資、財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、指定管理施設（徳島市立木工会館）における休館日の変更に関して、市の承認手続が書面により行われていなかった。当該指摘事項については、必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部に対し団体への適切な指導を求めた。